○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町佐賀字記念地二四〇番一から同町入野字神ノ前五九四番一まで	前	A	九・七〇～一〇八・八〇メートル	一八・二三一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G	一二・七〇～三三三・七〇	八・五四八	
	後	A	九・七〇～一〇八・八〇	一八・二三一	
		B・C・D・E・F・G・H	一二・七〇～三三三・七〇	一一・二八八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町入野字神ノ前五九四番一から四万十市右山字南中山一九二三番一まで	前	A	八・七三～一〇八・四〇メートル	八・三〇六キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D	一二・六四～二四六・四三	三・六六〇	
	後	A	八・七三～一〇八・四〇	八・三〇六	
		B・C・D	一二・六四～二四六・四三	五・二九三	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町唐浜字ヤコガハナ二三四九番から同町安田字西薬師浜二七五二番八四地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三十一日

人事異動

内閣

国務大臣　　松本　洋平

内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（八月二十六日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課長）内閣府事務官　　山﨑　洋平

警察庁に出向させる

監督調査部付の併任を解除する

監督調査部規制監督課犯罪収益移転防止対策室長事務取扱を免ずる

（警察庁長官官房付）警視正　　坪原　和洋

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課長）に転任させる

監督調査部付に併任する

監督調査部規制監督課犯罪収益移転防止対策室長事務取扱を命ずる（以上八月三十一日）

最高裁判所

横浜家庭裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　　湯川　浩昭

新潟家庭裁判所判事に補する

新潟家庭裁判所長を命ずる

新潟簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　　山城　司

横浜家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上八月二十三日）

判事補兼簡易裁判所判事　　出縄　英行

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（八月二十四日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事内田博久は八月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年八月三十一日

関東東北産業保安監督部長　溝田　健志

一　名称　株式会社北東検

二　住所　山形県酒田市ゆたか三丁目九番地の十

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　株式会社北東検　山形県酒田市ゆたか三丁目九番地の十二

四　指定する区分及び業務の範囲

(一) 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

(二) 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（ただし、酸素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、水素、空気及びアセチレンに限る。）

五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

六　指定の有効期間　令和八年八月一日から五年